

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月4日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第22号を次のように改める。



後期高齢者医療療養費支給決定通知書

後期高齢者医療療養費について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 被保険者番号
2. 被保険者氏名
3. 支給金額合計
4. 支給予定日
5. 振込先口座 金融機関名
 支店名
 口座名義人

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県の後期高齢者医療審査会（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号、電話 078-341-7711（代表））に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないときや、この決定に伴う著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても訴えを提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、兵庫県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、兵庫県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

◆問い合わせ先

〒
住 所

電話番号

様式第32号を次のように改める。

様式第 3 3 号を次のように改める。

様式第 3 5 号を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。